

令和 8 年度香川県就農準備資金・経営開始資金事業（就農準備資金）公募要領

第 1 趣旨

香川県就農準備資金・経営開始資金事業（就農準備資金）の研修計画の承認申請等に当たっては、新規就農者育成総合対策（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知。）別記 2（以下、「国実施要綱」という。）及び香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領（令和 4 年 5 月 2 日付け 4 農経第 167361 号。以下、「県実施要領」という。）に定めるもののほか、本公募要領（以下、公募要領）によるものとする。

第 2 事業の内容

就農に向けて、県が認める研修機関等（香川県立農業大学校等、先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。））において研修を受ける者に対して、就農準備資金（以下「資金」という。）を交付する。

第 3 応募要件

本事業に応募できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

なお、資金の交付希望者のうち以下の要件をすべて満たし、かつ本事業の趣旨に沿って優先度の高い者（就農意欲、生活費確保の必要性、研修の実行性及び就農の確実性の観点から審査を行った結果、優先度が高いと判断される者）に対して、予算の範囲内で資金を交付する。

- 1 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 応募時点において、研修機関で既に研修を始めているか、研修受講の承諾が得られている者であること。
- 3 研修計画（県実施要領 別紙様式第 1 号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - (1) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3260 号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると県が認めた研修機関等で研修を受けること。なお、県外の研修機関等で研修を受ける者については、本県で就農することが確実であること。
 - (2) 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識について研修すること。
 - (3) 先進農家等で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修先となる先進農家等が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 研修先となる先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - (4) 国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 4 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資

事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。)、別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。)、若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。)香川県就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和2年4月1日付け2農経第19994号香川県農政水産部長通知)、香川県農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年4月6日付け24農経第5425号香川県農政水産部通知)、香川県就農準備支援事業(令和5年5月1日付け5農経第31142号香川県農政水産部通知)、又は香川県就農準備・経営開始支援事業(令和6年2月20日付け5農経第237220号香川県農政水産部通知)(以下「県就農準備・経営開始支援事業」という。)による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

- 6 研修終了後に親元就農^{*3}(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は独立・自営就農することを確約すること。
- 7 研修終了後に独立・自営就農^{*1}(県実施要領第4の2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は、同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 8 研修終了後に雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- 9 研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。
- 10 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまで、もしくは研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- 11 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム(農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。)の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

第4 交付金額及び交付期間

資金の交付額及び交付期間は、以下のとおりとする。

- 1 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円(1年につき最大165万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。
なお、県実施要領第4の1の(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。
香川県立農業大学校において研修を行う場合は、卒業式の日程等により、研修期間が1ヶ月

に満たない場合には、当該月を交付対象としない。(卒業式後、翌年度の就農に向けて継続して3月末まで研修する場合は、3月まで交付対象とする。)

第5 応募方法等

1 香川県就農準備資金・経営開始資金事業（就農準備資金）に係る申請書類

- (1) 研修計画（県実施要領 別紙様式第1号）
- (2) 受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）（県実施要領 別紙様式第1号別添1）
※ 農業大学校で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講（入学）が認められていることを証する書類を添付する。
- (3) 履歴書（県実施要領 別紙様式第1号別添2）
- (4) 確約書（県実施要領 別紙様式第1号別添5）
※ 研修終了後、親元就農する予定の場合のみ提出。
- (5) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- (6) 農業研修に関する確認書（県実施要領 別紙様式第1号別添4）
※ 先進農家等にて研修を受ける場合のみ提出。
- (7) 傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。
※ 交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを提出すること。
- (8) 前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書等）
前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
※ 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第266号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。
- (9) 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
- (10) 提出書類チェック表（別紙1）
- (11) 申請要件チェック表（別紙2）
- (12) 個人情報の取扱いの確認書（県実施要領 別紙様式第22号）

2 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請に当たっては、農業大学校で研修を行う場合は農業大学校に、それ以外で研修を行う場合は研修地を所管する農業改良普及センターに必ず事前に相談すること。
- (2) 申請書類は、持参または郵送し、郵送の場合は届いたことを提出先に確認すること。
- (3) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、承認の可否に関わらず返却しない。ただし、離職票の原本については、確認後返却する。
- (4) 採択は予算の範囲内で行うので、研修計画の申請、受付をもって研修計画の承認、資金の交付決定とはならないことを了承いただきたい。
- (5) 虚偽の申請を行った場合は、交付した資金を全額返還することになるので、注意すること。

3 申請書類の提出先

研修計画等の必要書類を農業大学校で研修を行う場合は農業大学校に、それ以外で研修を行う場合は研修地を所管する農業改良普及センターに持参するか、または、農政水産部農業経営課へ持参または郵送で提出すること

4 個人情報等の取扱い

提出された申請書類については、関連法令を遵守のうえ保護し、香川県就農準備資金・経営開始資金事業（就農準備資金）における審査、審査結果の通知及び資金の交付あるいは国への報告等以外には一切使用しない。

第6 応募期間

- 第1回目募集：令和8年7月6日（月）～令和8年7月28日（火）午後5時（農業経営課必着）
※農業大学校及び農業改良普及センターに提出する場合には、7月24日（金）が提出締切り
- 第2回目募集：令和8年11月6日（金）～令和8年11月30日（月）午後5時（農業経営課必着）
※農業大学校及び農業改良普及センターに提出する場合には、11月27日（金）が提出締切り

第7 研修計画の審査及び承認

提出された申請書類は、交付要件に適合しているか確認後、面接及び審査を行う。審査の結果、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、交付対象者として選定する。審査の結果は申請した全ての者に通知する。

研修計画の承認を受けた交付対象者は、交付申請の手続きを行うものとする。

第8 交付対象者の責務

交付対象者は、研修計画に記載した研修について責任を持って受けるとともに、国実施要綱、及び県実施要領等に定める事項を遵守すること。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の交付停止や返還（一部又は全部）となる。

1 交付停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、県は資金の交付を停止する。

- （1） 交付対象者の要件を満たさなくなった場合。
- （2） 研修を途中で中止した場合。
- （3） 研修を途中で休止した場合。
- （4） 研修状況報告（県実施要領 別紙様式第4号）を行わなかった場合。
※研修状況報告の提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行うこと。
- （5） 研修実施状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。
（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合等。）
- （6） 県実施要領の第9の3及び国実施要綱の第10の3に定める県又は国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

2 返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還する。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として県が認めた場合（虚偽の申請等を行った場合は除く。）はこの限りではない。

- （1） 一部返還
 - ア 第8の1の（1）から（3）に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
 - イ 第8の1の（4）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。
- （2） 全額返還
 - ア 第8の1の（5）に該当した場合。
 - イ 研修終了後（研修中止後及び県実施要領 第5の1の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農^{※2}（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、県実施要領 第5の1の（7）のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農

又は親元就農した場合を除く。

ウ 第4の1のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第3の3の(4)のアの農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、第3の6で確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 雇用就農をした者が、第3の8の要件を満たさなかった場合

キ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍(第4の1のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。)若しくは2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

ク 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告(県実施要領 別紙様式第9号)、住所等変更届(県実施要領 別紙様式第12号)、就農遅延届(県実施要領 別紙様式第13号)、就農届(県実施要領 別紙様式第14号)、就農中断届(県実施要領 別紙様式第15号)、就農再開届(県実施要領 別紙様式第16号)、離農届(県実施要領 別紙様式第21号)を行わなかった場合。

ケ 虚偽の申請等を行った場合。

※1 独立・自営就農の要件

- (1) 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。)を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。
- (2) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- (3) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (4) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経常収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (5) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

※2 雇用就農の要件

- (1) 農業法人等で「期間の定めのない」又は「通算5年以上」の常勤(週35時間以上)の雇用契約を締結し、継続的に労働すること。

※3 親元就農(親族が経営する農業経営体に就農すること)の要件

- (1) 就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること。
- (2) 就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる(以下「農業経営を継承」という。)又は独立・自営就農することを確約すること。

第9 問い合わせ及び応募書類提出先

【研修先が先進農家又は先進農業法人の場合】

●東讃農業改良普及センター

〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2

電話 0879-42-0190

所管市町：高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町

●小豆農業改良普及センター

〒761-4301 小豆郡小豆島町池田 2519-2

電話 0879-75-0145

所管市町：土庄町、小豆島町

●中讃農業改良普及センター

〒765-0014 善通寺市生野本町 1-1-12

電話 0877-62-1022

所管市町：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

●西讃農業改良普及センター

〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田 438-1

電話 0875-62-3075

所管市町：観音寺市、三豊市

【研修先が香川県立農業大学校の場合】

〒766-0004 仲多度郡琴平町榎井 34-3

電話 0877-75-1141

【本事業全体に関する相談窓口（応募書類提出先）】

香川県農政水産部農業経営課 担い手支援グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL：087-832-3406

FAX：087-806-0203